

財関第310号
平成25年3月30日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 稲垣 光隆

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律（平成25年法律第6号）の一部の施行等に伴い、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、平成25年4月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、この通達の実施と併せて「二十番手等カード綿糸に対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて」（平成7年8月4日蔵関第669号）及び「大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課された相殺関税の還付の請求に関する取扱いについて」（平成21年4月22日財関第476号）は廃止する。

記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）の一部を次のように改正する。

別紙2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 とん税及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）

の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第4 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

別紙4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第5 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

(I 税関様式の一部改正)

税関様式C第1041号を別紙6-1のように、税関様式C第1104号を別紙6-2のように、税関様式C第5340号を別紙6-3のように、税関様式C第5360号を別紙6-4のように、税関様式C第5375号を別紙6-5のように、税関様式C第5606号を別紙6-6のように、税関様式C第5610号を別紙6-7のように、税関様式C第5612号を別紙6-8のように、税関様式C第5614号を別紙6-9のように、税関様式C第5660号を別紙6-10のように、税関様式C第5806号を別紙6-11のように、税関様式C第5810号を別紙6-12のように、税関様式C第5812号を別紙6-13のように、税関様式C第5814号を別紙6-14のように、税関様式C第5860号を別紙6-15のように、税関様式C第5863号を別紙6-16のように、税関様式C第5868号を別紙6-17のように、税関様式C第6020号を別紙6-18のように、税関様式C7010号を別紙6-19のように、税関様式P第9510号を別紙6-20のように、それぞれ改める。

(II 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙6-21「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第7 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく輸出入通

関手続等について（平成 13 年 10 月 5 日財関第 810 号）の一部を次のように改正する。

別紙 7 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 8 関税評価に関する取扱事例について（平成 19 年 6 月 26 日財関第 876 号）の一部を次のように改正する。

別紙 8 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 9 知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 351 号）の一部を次のように改正する。

別紙 9 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 10 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）の一部を次のように改正する。

別紙 10 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 11 知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成 19 年 6 月 15 日財関第 802 号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙 11-1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。
2. 別紙様式 1 を別紙 11-2 のように、別紙様式 2 を別紙 11-3 のように、別紙様式 3 を別紙 11-4 のように、別添 1 を別紙 11-4 のように、それぞれ改める。